

昭和四十六年総理府令第十号

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

この規則を実施するため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一條 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「管理区域」とは、再処理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超える場合であつて、その場所における外のものである。

三 「保全区域」とは、再処理施設の保全のために特に管理を必要とする場合であつて、管理区域以外のものをいう。

四 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

五 「放射線業務従事者」とは、使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものである。

六 「放射性廃棄物」とは、使用済燃料等で廃棄しようとするものをいう。

七 「海洋放出施設」とは、貯溜槽、ろ過装置、導管、放出口等よりなる施設であつて、液体状の放射性廃棄物を海洋に放出するものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号並びに第七号及びロにおいて「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 再処理施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるもの）を除く。ハ 再処理施設内における火災、溢水、化学薬品の漏えいその他の再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊をいう。

（再処理の事業の指定の申請）

第一條の二 法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第四十四条第二項第三号の再処理能力については、一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに、記載すること。

二 法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 再処理施設の位置

（敷地内における主要な再処理施設の位置）

（再処理施設の一般構造）

（核燃料物質の臨界防止に関する構造）

（放射線の遮蔽に関する構造）

（敷地の面積及び形状）

（敷地内における主要な再処理施設の位置）

（再処理施設の一般構造）

（核燃料物質の臨界防止に関する構造）

（放射線の遮蔽に関する構造）

（火災及び爆発の防止に関する構造）

（耐震構造）

（耐津波構造）

（能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

（その他の主要な構造）

（火災及び爆発の防止に関する構造）

（耐震構造）

（耐津波構造）



生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果

□ 設計基準事故（事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載する。その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六条第二項に規定する事業計画書

二 再処理の事業の目的に関する説明書

二 次の事項を記載した事業計画書

イ 再処理の事業の開始の予定期

ロ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画

ハ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定生産量

ニ 工事に要する資金の額及びその調達計画

ホ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

三 次の事項を記載した再処理に関する技術的能力に関する説明書

イ 特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるもの概要

ロ 主たる技術者の履歴

ハ その他再処理に関する技術的能力に関する事項

四 再処理施設を設置しようとする場所における気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

五 再処理施設を設置しようとする場所の中心から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

六 再処理施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

七 再処理施設の放射線の管理に関する説明書

八 再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十 現に事業を行っている場合には、その事業の概要に関する説明書

十一 法人について、定款、役員の氏名及び履歴、登記事項証明書及び最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十二 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者（法人について、その業務を行なう役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる

診断書に代えて当該役員が法第四十四条の二第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（重大事故）

□ 設計基準事故（事業指定基準規則第一条第二項第二号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。）

ハ セル内において発生する臨界事故

二 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固

三 放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発

四 セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発（前号に掲げるものを除く。）

五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷

六 放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故に係るものを除く。）

（法第四十四条の三第三号の原子力規制委員会規則で定める者）

第一条の三の一 法第四十四条の三第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができる者とする。

（変更の許可の申請）

第一条の四 令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合には、一日当たり及び年間の最大再処理能力を再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、同項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の第二第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方

法の変更に係る場合には第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあつては処分する核燃料物質の種類ごとの壳渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第八号に規定する事項を記載するこ

と。

二 令第二十七条第五号の工事計画について、工事の順序及び日程を記載すること。

（法第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る）

ハ 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度に

おける使用済燃料の種類別の予定再処理数量及び取得計画

二 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

（法第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る）

ハ 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度に

おける使用済燃料の種類別の予定生産量

二 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

ホ	変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り
イ	変更に係る特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるもの概要
ロ	変更に係る主たる技術者の履歴
ハ	その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項
四	変更に係る再処理施設の場所における気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
五	変更に係る再処理施設の設置の場所の中心から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
六	変更後における再処理施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）
七	変更後における再処理施設の放射線の管理に関する説明書
八	変更後における再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
九	変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
3	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一本とする。 (設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)
第一条の五	法第四十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。
2	法第四十五条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。
3	法第四十五条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。 (設計及び工事の計画の認可の申請)
第二条	法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地
三	変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法
四	変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表
五	変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六	変更の理由
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
3	二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類 その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類 第一項の申請書の提出部数は、正本一本とする。 (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)
第四条	法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更に係る再処理施設の概要 三　法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号 四　変更の内容 五　変更の理由
2	前項の届出書の提出部数は、正本一本とする。 (使用前事業者検査の実施)
第四条の二	使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 一　構造、強度及び漏えいを確認するため十分な方法 二　機能及び性能を確認するために十分な方法

二	計測制御系統施設 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 ト 放射線管理施設 へ 放射線管理施設 ト その他再処理設備の附属施設
四	工事工程表
五	設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
六	再処理施設の変更の場合にあつては、変更の理由
2	前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下この項、次条第二項第二号、第七条の九第二項、第七条の十第二項、第十一条第一項第一号及び第十九条の三の五第一号イにおいて「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。
3	設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができるときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
4	第一項の申請書の提出部数は、正本一本とする。 (変更の認可の申請)
第三条	法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　工事を行う工場又は事業所の名称及び所在地 三　変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法 四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表 五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六　変更の理由
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
3	二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類 その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類 第一項の申請書の提出部数は、正本一本とする。 (設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)
第四条	法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更に係る再処理施設の概要 三　法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号 四　変更の内容 五　変更の理由

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法  
2 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

**(使用前事業者検査の記録)**

第四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日  
二 検査の対象  
三 検査の方法  
四 検査の結果

五 検査を行つた者の氏名  
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容  
七 検査の実施に係る組織  
八 検査の実施に係る工程管理  
九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項  
十 検査記録の管理に関する事項  
十一 検査に係る教育訓練に関する事項

十二 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間保存するものとする。

**(溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)**

第十四条の四 再処理施設の技術基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第九号。以下この条及び第十九条の五第一項第六号において「技術基準規則」という。）第十七条第一項又は第三十七条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、技術基準規則第十七条第一項第三号又は第三十七条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する再処理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。（使用前確認の申請）

**第五条** 法第四十六条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 再処理施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地  
三 申請に係る再処理施設の概要

法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

五 申請に係る再処理施設の使用の開始の予定期期

六 申請に係る再処理施設の使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときがあつては、その使用的期間及び方法

七 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 工事の工程  
二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）  
三 第一項第七号の特別の理由があるときあつては、その理由を記載した書類  
四 前項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。  
五 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。  
六 使用前確認を要しない場合

**第六条** 法第四十六条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の再処理施設を試験のために使用する場合別の中ある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三 再処理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 再処理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めめて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 再処理施設の変更の工事であつて、第一条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

**(使用前確認証)**

第七条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条の規定による申請に係る再処理施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

**(定期事業者検査の実施時期)**

第七条の九 定期事業者検査は、再処理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、再処理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

二 前項の判定期間は、原子力規制検査において、再処理施設（当該再処理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することができ確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて再処理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 再処理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより再処理施設の保安の確保に支障を來さないもの

四 再処理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより再処理施設の使用時における再処理施設の保安の確保に支障を來さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

- 4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
- 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 直近の定期事業者検査が終了した年月日
- 四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 5 前項の申請書には、申請に係る再処理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
- 6 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
(定期事業者検査の実施)
- 第七条の十 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するた  
めに十分な方法
- 二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 3 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該再処理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 4 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
- 一 再処理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
- 二 再処理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果
- 三 再処理施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該再処理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。  
(定期事業者検査の記録)
- 第七条の十一 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の結果
- 八 検査を行つた者の氏名
- 九 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 十 検査記録の管理に関する事項

- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 第十七条の十二 法第四十六条の二の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。  
(定期事業者検査の報告)
- 第十七条の十一の二 法第四十六条の二の二第二項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。
- 2 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには遅滞なく、前項に規定するときにおいては検査開始予定日の一月前まで(第七条の十第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査の対象及び方法並びに期日
- 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
- 二 再処理施設及び第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項目
- 三 第三号の施設管理目標
- 三 第十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
- イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十一条第一項第四号イ  
ロ 再処理施設の工事の方法及び時期  
ハ 再処理施設の点検、検査等(以下この号及び第十一条第一項第四号において「点検等」と  
いう。)の方法、実施頻度及び時期  
二 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に保安の確保のための措置
- 四 第七条の十第二項に規定する判定する方法に関する事項(一定の期間を含む。)
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行  
い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用計画）





一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようになると。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は（包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

（線量等に関する措置）

**第十条** 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を探らなければならない。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようすること。

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

三 前項の規定にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

四 前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

五 前項の規定に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。

六 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

七 原子力規制委員会が定める場合においては、原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（再処理施設の施設管理）

**第十一條** 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 再処理施設が法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十九条の四の二第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に關すること。

ハ 再処理施設の巡回（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）に關すること。

ニ 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に關すること。

オ 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に關すること。

ト ハの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に關すること。

チ 再処理施設の施設管理に關する記録に關すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

八 再処理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したときは同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）

**第十一條の二** 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に關し、再処理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

九 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十一年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

十 再処理事業者は、前二項の評価を行つたために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

十一 前三项の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

十二 再処理事業者は、前二項の評価を行つたために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置）

十三 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたとこ

ろ（法第五十条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる再処理施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 再処理施設を設置した工場又は事業所における火災

（1）再処理施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

（2）消防吏員への通報に関すること。

（3）消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

セル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

（2）（1）使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

（3）放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

（4）（3）に掲げるもののほか、セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。

（5）使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

（6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊

（1）大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

（2）使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

（3）放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

五 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

二 再処理設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

三 再処理設備の操作に必要な構成人員がそろつているときでなければ操作を行わせないこと。

四 再処理設備の通常の操作（再処理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うため必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

六 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

七 再処理設備の操作の訓練のために操作を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

八 （工場又は事業所において行われる運搬）

九 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

第十三条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を講じなければならない。

一 使用済燃料の再処理（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合にあつては、再処理設備の操作）は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。（再処理設備の操作）

- 九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
- 4 再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかるわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。
- 第十五條** 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵についての措置を講じなければならない。
- 一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。
- 二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- 三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
- 四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。
- 五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 六 プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。（工場又は事業所において行われる廃棄）
- 第十六条** 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。
- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わざるとともに、廃棄に當たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排氣中ににおける放射性物質の濃度ができるだけ低くさせること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排氣中の放射性物質の濃度をつ

監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにしてのこと。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 海洋放出施設によつて放すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

二 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、海洋放出施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて放出水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、海洋放出口において又は海洋放出監視設備において放出水中の放射性物質の量及び濃度を監視することにより、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固定化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合に、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に關して第八条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

二 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について適用する。

十四 第十一号ロ及びニの規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。

#### 第十六条の二 削除

(防護措置)

燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

#### 第十六条の三 法第四十八条第二項の規定により、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核

燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を採らなければならない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以

下この表において同じ)及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で措置

あつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの(第十二号に掲げるものを除く。)

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上で百分の二

十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ

て、ウラン二三五の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその

表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号

及び第十三号に掲げるものを除く。)

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質(使用済燃料を溶解した液体から核

燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物(次号

において「ガラス固化体」という。)に含まれるものであつて、その表面から一メートルの

距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(ガラス固化体に含まれるものであつて、

その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質(放射性廃棄物を封入(圧縮して封入

する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。)し、又は固型化した容器に内包される

ものに限る。)

十三 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質(放射性廃棄物を封入し、又は固

型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。)

十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(放射性廃棄物を封入し、又は固型化

する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。)し、又は固型化した容器に内包される

ものに限り、第十一号に掲げるものを除く。)

十五 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲

ぐ。

一 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定め、当該防護区域を

鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視

を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域

(以下「周辺防護区域」という。)を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止

できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明

装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域(以下「立入制限区域」という。)

を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有す

る柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人

に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認すること

ができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への人の侵入を監視するための装置の

有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防

護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域を巡回させること。

五 防護区域 周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講

ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、

当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、當

該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等(以下この項において「証明書等」とい

う。)を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者(イに掲げる証明書等を

所持する者(以下「常時立入者」という。)を除く。)については、その身分及び当該防護区

第三項に定める措置	次項に定める措置
一 照射されていない次に掲げる物質	一 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以	イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以
下この表において同じ)及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で措置	下この表において同じ)及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で措置
物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率(以下単に「吸収線量率」	物質から放出された放射線が空気中に吸収された場合の吸収線量率(以下単に「吸収線量率」
という。)が一グレイ毎時以下のもの(第十三号に掲げるものを除く。)	という。)が一グレイ毎時以下のもの(第十三号に掲げるものを除く。)
二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該	二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該
イ ブルトニウムの量が五百グラムを超えるものを除く。)	イ ブルトニウムの量が五百グラムを超えるものを除く。)
三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収	三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収
線量率が二キログラム以上のもの(第十号及び第十三号に掲げるものを除く。)	線量率が二キログラム以上のもの(第十号及び第十三号に掲げるものを除く。)
四 照射されていない次に掲げる物質	四 照射されていない次に掲げる物質
イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ	イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ
く。)	く。)
六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(第十一号及び第十四号に掲げるものを除	六 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(第十一号及び第十四号に掲げるものを除
く。)	く。)
七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収	七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収
線量率が一グレイ毎時を超えるもの(第十号及び第十三号に掲げるものを除く。)	線量率が一グレイ毎時を超えるもの(第十号及び第十三号に掲げるものを除く。)
八 照射されていない次に掲げる物質	八 照射されていない次に掲げる物質
イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ	イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ
て、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるものを除く。)	て、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるものを除く。)
ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上で百分の二	ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上で百分の二
十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ	十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ
て、ウラン二三五の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの	て、ウラン二三五の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの
ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの	ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの
九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号ニに掲げるものを除く。)	九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号ニに掲げるものを除く。)
十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質(使用済燃料を溶解した液体から核	十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質(使用済燃料を溶解した液体から核
燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物(次号	燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物(次号
において「ガラス固化体」という。)に含まれるものであつて、その表面から一メートルの	において「ガラス固化体」という。)に含まれるものであつて、その表面から一メートルの
距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)	距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

第三項に定める措置	二 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲
一 照射された第一号に掲げる物質(放射性廃棄物を封入し、又は固	一 照射された第一号に掲げる物質(放射性廃棄物を封入し、又は固
型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。)	型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。)
十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(放射性廃棄物を封入し、又は固型化	十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質(放射性廃棄物を封入し、又は固型化
する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。)し、又は固型化した容器に内包される	する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。)し、又は固型化した容器に内包される
ものに限り、第十一号に掲げるものを除く。)	ものに限り、第十一号に掲げるものを除く。)
十五 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲	十五 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲
ぐ。	ぐ。
一 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定め、当該防護区域を	一 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定め、当該防護区域を
並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の	並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の
量が一キログラムを超えるものを除く。)	量が一キログラムを超えるものを除く。)
二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二	二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二
十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ	十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ
て、ウラン二三五の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの	て、ウラン二三五の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの
ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの	ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの
九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号ニに掲げるものを除く。)	九 照射された前号に掲げる物質(照射された同号ニに掲げるものを除く。)
十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質(使用済燃料を溶解した液体から核	十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質(使用済燃料を溶解した液体から核
燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物(次号	燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物(次号
において「ガラス固化体」という。)に含まれるものであつて、その表面から一メートルの	において「ガラス固化体」という。)に含まれるものであつて、その表面から一メートルの
距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)	距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

- 域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。
- ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域内に立ち入る場合は、当該防護区域内において、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。
- 六 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。
- 七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。
- 八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、又は口に掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。
- ロ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれていた施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持出し及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。
- ハ 見張人に出入口を常に監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。
- 九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。
- ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。
- (1) 鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。
- (i) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。
- (ii) 施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。
- (iii) 見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。
- ハ 特定核燃料物質の形態が取扱いが容易な形態の場合においては、二人以上者が同時に特定核燃料物質の人間が容易に近づけない措置を講ずるとき。
- ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告されること。

- 二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。
- 三 再処理施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
- 四 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。
- 五 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。
- イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。
- ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。
- 六 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。
- ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- 七 中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 壁は、容易に破壊されないものであること。
- ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。
- 八 交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上の中のに限る。）（以下この号及び次号において「使用済燃料等」という。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。
- ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認ができる設備又は装置を設置すること。
- 九 イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡回を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡回を行うこと。
- 十 特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。
- 十一 人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。
- イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。
- ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。
- 十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 壁は、容易に破壊されないものであること。
- ロ 鍵及び錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- 十三 中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 壁は、容易に破壊されないものであること。
- ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。
- 十四 交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上の中のに限る。）（以下この号及び次号において「使用済燃料等」という。）の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。
- ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認ができる設備又は装置を設置すること。
- 十五 交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの方行為により使用済燃料等の崩壊熱等による過熱を除去する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、再処理施設内の特定核燃料物質を再処理施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第十九条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

において「防護区域外防護対象権要設備」という。)については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中での作業又は巡回を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡回を行うこと。

ハ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十六 再処理施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十七 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画(第十九条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。)を作成すること。

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行ったための詰所(以下「見張人の詰所」という。)を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。

ロ ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行なうことができるようになること。

二 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行なうことができるようになること。

本 見張人の詰所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十一 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できぬ場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所(以下「監視所」という。)を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間ににおける連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行なうことができるようになること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行なうことができるようになること。

本 見張人の詰所に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十二 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十三 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十四 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為(以下「妨害破壊行為等」という。)が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画(以下「緊急時対応計画」という。)を作成すること。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密について、秘密の範囲及び業務上知り得る者(以下この項において単に「業務上知り得る者」という。)を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ リ 第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質(取扱いが容易な形態のものに限り)の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ ハ 对象者(以下この号において「対象者」という。)について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行なうおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認(以下この号において単に「確認」という。)を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行なうおそれがある団体(暴力団を含む。)との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認(以下この号において単に「確認」という。)を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてことその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行なうおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合(イ(3)に規定する同意が得られない場合を含む。)は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。



- 二十 その他再処理施設に係る保安に関する必要な事項
- 二十一 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するものを含む。）。
- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事項（次号に掲げるものを除く。）。
- 五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事項。
- 六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事項（あつて次に掲げるもの）。
- イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する事項。
- ロ 保安教育の内容に関する事項であつて次に掲げるもの
- 七 放射線管理に関する事項。
- 八 その他再処理施設に係る保安教育に関する事項
- 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項。
- 十 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関する事項。
- 十一 線量、線量當量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項。
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項。
- 十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関する事項。
- 十六 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。
- 十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関する事項。
- 十八 再処理施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事項。

- 十九 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事項。
- 二十 再処理施設の施設管理に関する事項（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事項を含む。）。
- 二十一 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関する事項。
- 二十二 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項。
- 二十三 廃止措置の管理に関する事項。
- 二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項
- 二十五 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 二十六 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。
- 二十七 第五十五条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。
- 二十八 第五十五条の二第二項において準用する法第二十二条の二第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
- 二十九 第五十五条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認められようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。
- 二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事項。
- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関する事項。
- 四 防護区域（第十六条の三第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関する事項。
- 五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関する事項。
- 六 特定核燃料物質の管理に関する事項。
- 七 防護区域内防護対象枢要設備又は防護区域外防護対象枢要設備の防護に関する事項。
- 八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関する事項。
- 九 情報システムセキュリティ計画に関する事項。
- 十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関する事項。
- 十一 非常の場合の対応に関する事項。
- 十二 連絡体制の整備に関する事項。
- 十三 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項。
- 十四 特定核燃料物質の防護のためには必要な教育及び訓練に関する事項。
- 十五 再処理施設に係る緊急時対応計画に関する事項。
- 十六 妨害破壊行為等の脅威に対応するためには必要な措置に関する事項（第十六条の三第二項第十七号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
- 十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関する事項。

十八 再処理施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録のこと。

十九 その他再処理施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

- 2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

- 第十九条の二** 法第五十条の四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとにに行うものとする。

- 2 法第五十条の四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通（再処理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

- 第十九条の三** 法第五十条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

- 二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有すること。

- 三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。

（安全性の向上のための評価）

- 第十九条の三の二** 法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、定期事業者検査を行つていなければ、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

- 第十九条の三の三** 法第五十条の四の二第三項の規定による届出をしようとする者は、同条第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

- 第十九条の三の四** 法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所  
二 安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

- 第十九条の三の五** 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ 当該再処理施設について、法第五十条第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該再処理施設において、再処理施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るために、再処理施設の規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

- 三 前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

- 第十九条の三の六** 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（廃止措置として行うべき事項）

- 第十九条の四** 法第五十条の四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、再処理施設の解体、使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

- 第十九条の四の二** 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所

- 二 工場又は事業所の名称及び所在地

- 三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地

- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

- 五 廃止措置に係る使用済燃料若しくは核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し

- 六 廃止措置に係る使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）

- 七 廃止措置において廃棄する使用済燃料若しくは核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

- 八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

- 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

- 十 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

- 十二 廃止措置の実施体制

- 十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- 十四 廃止措置の工程程

- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）

- 第十九条の四の三** 法第五十条の四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

- （廃止措置実施方針の見直し）

- 第十九条の四の四** 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

## (廃止措置計画の認可の申請)

**第十九条の五** 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四 変更の理由

五 基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

六 性能維持施設及びその敷地

七 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し

八 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去

九 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄

十 廃止措置の工程

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

十三 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料

十四 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

十五 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

十六 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

十七 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

十八 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

十九 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

二十 廃止措置の実施体制に関する説明書

二十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

二十二 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

二十三 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出しない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。)に係る廃止措置計画の認可を受ける場合は、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

二十四 前項の場合において、第一項の申請書には、第一項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

二十五 处理設備本体から取り出す工程に関する説明書

二十六 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

二十七 前項の場合において、第一項の申請書には、第一項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

二十八 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期

二十九 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期

三十 特定廃液を廃液槽に保管廃棄していいる場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書

三十一 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

**第十九条の六** 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けるとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四 変更の理由

五 前条の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

六 前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

七 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

**第十九条の七** 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

八 法第五十条の五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

**第十九条の八** 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 再処理設備本体から回収可能核燃料物質が取り出されていること。

二 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しが適切なものであること。

三 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

四 廃止措置の実施が使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上適切なものであること。

五 前項の規定にかかるらず、特定再処理施設(再処理設備本体から回収可能核燃料物質を取り出する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、前項第二号から第四号までに掲げるもののほか、廃止措置計画に係る特定再処理施設におけるせん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする。

(廃止措置の終了の確認の申請)

**第十九条の九** 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理施設の解体の実施状況

四 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡しの実施状況

五 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄の実施状況

六 使用済燃料、核燃料物質による汚染の除去の実施状況

七 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布状況

八 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布状況

二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(廃止措置の終了確認の基準)

**第十九条の十** 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡しが完了していること。

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四 第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。

(廃止措置終了確認証)

**第十九条の十一** 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

**第十九条の十二** 法第五十一条第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第十九条の五の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(日再処理事業者等の廃止措置計画の提出期限)

**第十九条の十三** 法第五十一条第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(日再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

**第十九条の十四** 法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者は、第十九条の六の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(日再処理事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

**第十九条の十五** 法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

**第二十九条の十五** 法第五十一条第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

**第十九条の十六** 法第五十一条第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十六条の二及び第四十六条の二の二の規定の適用に係る場合に限る)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

**第二十九条の十五の二** 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第百二十七条から第百三十三条までの規定は、第八条第五項の規定について準用する。(事故故障等の報告)

**第十九条の十六** 法第六十二条の三の規定により、再処理事業者(旧再処理事業者等を含む。次条及び第二十一条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 再処理施設の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、再処理に支障を及ぼしたとき。

三 再処理施設の故障により、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、再処理施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、再処理に支障を及ぼしたとき。

四 再処理施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の海洋放出施設による排出の状況に異状が認められたとき。

五 气体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を海洋放出施設によつて排出した場合において、放射性廃棄物の海洋放出に起因する線量が第十六条第七号の線量限度を超えたとき。

七 使用済燃料等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 再処理施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、使用済燃料等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入り制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。)を除く。

九 漏えいした液体状の使用済燃料等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

十 気体状の使用済燃料等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした使用済燃料等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

イ 漏えいした使用済燃料等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

ロ 漏えいした使用済燃料等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

ハ 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 再処理施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたとき又は漏えいした場合においては五ミリシーベルトを超過するおそれがあるとき。

十一 放射線業務従事者について第十条第一項第一号の線量限度を超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、再処理施設に關し、人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要とするものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

**第二十条** 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 再処理施設に火災が起り、又は再処理施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、再処理施設の内部にいる者及び附近にいる者に避難するよう警告すること。

四 使用済燃料等による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行ふこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

**第二十一条** 再処理事業者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第二による報告書を、气体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性

廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 再処理事業者は、海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具その他の保安規定で定める物に係る放射性物質の種類別の濃度又は表面の放射性物質の密度に関する報告書を、毎年一月一日から三月三十一日までの期間、四月一日から六月三十日までの期間、七月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原

間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

3 第一項及び前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。

(届出書類の提出部数)

**第二十一条の二** 法第四十四条の四第二項、第四十五条第四項、第四十六条の三及び第四十六条の六第一項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的記録媒体による手続)

**第二十二条** 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第十八条第三項の書類

二 第十九条の二第二項の書類

三 第二十二条第一項及び第二項の報告書

附 則

(昭和五一年一〇月一五日総理府令第四二号)

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

3 この府令の施行の際現に行われている核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に關しては、当該運搬が終了するまでは、この府令の施行後も、なお従前の例による。

4 (施行期日)  
附 則 (昭和五三年一月三〇日総理府令第一号) 抄

第一条 この府令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

第二条 再処理事業者についてのこの府令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に關する規則第二十一条第四項の規定の適用(昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成すべき報告書に係る場合に限る。)については、同項中「毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に」とあるのは、「昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に關する規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

附 則 (昭和五三年三月二九日総理府令第四号)

第一条 この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年二月二八日総理府令第五二号)

1 この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十四年一月四日)から施行する。

附 則 (昭和五四年一二月二六日総理府令第五五号)

1 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十二号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十四年十二月二十八日)から施行する。

2 改正附則第二条第一項の適用を受ける再処理施設に關するこの府令による改正後の第四条の適用については、同条中「申請書等(法第四十四条第一項の指定若しくは同条第三項の承認又は法第四十四条の四第一項の変更の許可若しくは同条第三項の変更の承認に係る申請書及び法第六十二条第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。第六条の二において同じ。)」とあるのは、「申請書等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十二号)附則第二条第二項の規定に基づき提出された書類及び法第四十四条の四第三項の変更の承認に係る申請書をいう。第六条の二において同じ。)」とする。

附 則 (昭和五五年一〇月二四日総理府令第五九号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十三号)の施行の日(昭和五十五年十一月十四日)から施行する。

附 則 (昭和六一年一一月二六日総理府令第五九号)

この府令は、公布の日から施行する。

この府令の施行の日の前日までにこの府令による改正前の使用済燃料の再処理の事業に關する規則第五条第一項の規定に基づいてされた申請に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十六条第一項の使用前検査の実施については、この府令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に關する規則(以下「新規則」という。)第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この府令の施行の日の前日までに溶接作業に着手した容器又は管についての法第四十六条の二第一項又は第四項の溶接検査の実施については、新規則第七条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この府令の施行の日の前日までにその溶接についての検査が終了した容器又は管について、法第四十六条の二第一項又は第四項の溶接検査に合格するものと認めたときは、新規則第七条の八の規定にかかわらず、溶接検査合格証を交付するものとする。

附 則 (昭和六三年七月二六日総理府令第四一号)

この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

この府令による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に關する規則第二十一

4 条第一項、核燃料物質の使用等に關する規則第七条第一項、核燃料物質の加工の事業に關する規則第十条第一項、使用済燃料の再処理の事業に關する規則第二十二条第一項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に關する規則第二十七条第一項の規定は、昭和六十四年四月一日以後の期間について作成する報告書について適用し、同日前の期間について作成する報告書については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年一一月七日総理府令第四七号) 抄

この府令による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に關する規則第二十一

2 条第一項、核燃料物質の使用等に關する規則第七条第一項、核燃料物質の加工の事業に關する規則第十条第一項、使用済燃料の再処理の事業に關する規則第二十二条第一項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に關する規則第二十七条第一項の規定は、昭和六十四年四月一日以後の期間について作成する報告書について適用し、同日前の期間について作成する報告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年五月一九日総理府令第二四号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成元年五月二十一

六日)から施行する。

附 則 (平成二年一月二八日総理府令第五六号) 抄

(施行期日)  
(経過措置)

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

3 この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまで

附 則 (平成六年三月八日総理府令第一〇号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成六年五月二十五日総理府令第二七号)

この府令は、平成六年六月一日から施行する。

**附 則** (平成八年七月一二日総理府令第三九号)

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月三一日総理府令第八号)

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

**附 則** (平成一一年三月二九日総理府令第一五号)

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年九月三〇日総理府令第四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年一二月一六日総理府令第六四号) 抄

**第一条** この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一年四月二二日総理府令第五〇号) 抄

**第一条** この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。

**第二条** この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。

**第一条** この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年政令第百九十七号。以下「改正令」という。）による改正後の一部を改正する政令（平成十二年政令第百九十七号。以下「改正令」という。）による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等（改正令による改正前の令第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等を除く。）に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第五十五条の三第一項の規定の適用については、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならず、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合にはその日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合には同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

**附 則** (平成一一六年六月一六日総理府令第六二号) 抄  
この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一一六年一〇月一〇日総理府令第一一八号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則** (平成一二年一二月二六日総理府令第一五一号)

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一四年一月二八日経済産業省令第一一号)

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第二十七条の次に一条を加える改正規定（第二十八条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月一七日経済産業省令第一一一号)

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年三月十七日）から施行する。

**附 則** (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号) 抄  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一〇号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年九月二四日経済産業省令第一一五号)

この省令の施行の際現に法第五十条第一項の規定により保安規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

**第二条** この省令の施行の際現に法第五十条第一項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、改正後の第十七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

**附 則** (平成一七年一一月二二日経済産業省令第一一〇五号)

**第一条** この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。ただし、第十六条の三の改正規定（「第一条の二第二三号」を「第二条第三号」に改める部分を除く。）及び第十九条第一項（「第五十条の四第一項」を「第五十条の三第二項」に改める部分を除く。）の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

**第二条** 改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十条の二第一項の規定による届出をした再処理事業者についてのこの省令による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の二の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、再処理事業者が改正法附則第三条第二項の規定による認可を受けた場合は、この限りでない。

**第三条** この省令の公布の際現に法第五十条の三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日までに、この省令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条第一項の規定の例により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

**附 則** (平成一八年一二月二六日経済産業省令第一一九号)

**第一条** この省令の公布の際現に法第五十条の三第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十九年一月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年三月二八日経済産業省令第二四号)

この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正するこの省令は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正するこの省令は、核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条の二の改正規定（第五十二条の十六第三項）を「第五十二条の十六第四項」に改める部分を除く。）、第八条中使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条の改正規定及び第九条中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の改正規定についでは、平成二十年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年六月一〇日経済産業省令第四三号)

（施行期日）  
この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。

2 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の使用済燃料の再処理定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）  
この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一八日経済産業省令第八七号）抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月二日から、第一条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定は同年四月一日から施行する。

第二条 この省令の公布の際現に規制法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十一年三月二日までに、この省令第二条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二一年三月三一日経済産業省令第八八号）  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新製鍊規則」という）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製鍊規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にこの省令第一条の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新加工規則」という）。第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製鍊規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

第二条  
(経過措置)

附 則（平成二二年二月二六日経済産業省令第三号）  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

第二条  
(経過措置)

2 この省令の公布の際現に規制法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十二年四月三十日までに、この省令第二条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十七条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二二年七月二六日経済産業省令第四四号）  
この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月一二日経済産業省令第二三号）  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に法第五十条第一項の規定により保安規定の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、この省令の規定による改正後の第十二条の二並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月二九日経済産業省令第二一号）  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第一条 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という）。第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二五五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定の認可を受けている者については、第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（以下「新加工規則」という）。第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という）。第六条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第一条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という）。第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という）。第六条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という）。第三十六条第二項第七号及び第十号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という）。第十六条の三第二項第七号、第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第五条の規定による改正後の核燃料物質の規制に関する規則（以下「新規制規則」という）。第十九条の三第二項第七号、第二項第七号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という）。第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理条例」という）。第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二五五第一項、第五十条の三第一項又は第五十五条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。





条において単に「施設定期検査」という。)を受けたことがないものを除く。)であつて、旧法第三十二条第一項の規定による使用前検査(原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。)第十三条の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準にに関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)の規定に係るものに限る。)に合格しているもの(第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。)について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以後十二月を超えない時期(施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあっては、施行日から十二月を超えない時期)を行うものとする。

この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

の施行後最初の使用前確認」と、同号口中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号口中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧廃棄物管理条例規則第二十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号口中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第二項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

**第五条** この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。第八条第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

**附則第三条**第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新加工規則第三条の十三第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新再処理規則第七条の十二の二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）又は新廃棄物管理規則第十六条第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）は、適用しない。

**第七条** 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第五十

**附則第三条第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新加工規則第三条の十三第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新再処理規則第七条の十二の二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）又は新廃棄物管理規則第十六条第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）は、適用しない。**

**第七条** 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第五十条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研燃開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研燃開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則

ら第二条の十一の十二までの規定にかかるわらず、なお從前の例による。

**再評価**に基づき策定された方針とみなす  
**第十一條** この規則の施行の際現に旧法第二十二条の八第二項、第四十三条の二の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七

号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十一号及び第一項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。)を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第二項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(定義)

**第十六条** この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
- 二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。
- 三 からハまで 略
- 四 旧再処理規則 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。
- 五 新再処理規則 この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。
- 六 から二十まで 略
- 七 施行日 この規則の施行の日をいう。

#### 附 則 (令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号)

(施行期日)  
(経過措置)  
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

**第二条** この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十四条各号、船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百二十九条各号及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号に該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

**附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)**  
この規則は、公布の日から施行する。

**別記様式第1 (第7条の13関係)**

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 段  
住 所  
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	所 在 地

1 放射性廃棄物の発生の状況  
(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)  
① 放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類				
	<sup>40</sup> Kr	<sup>131</sup> I	<sup>133</sup> I	<sup>3</sup> H	<sup>14</sup> C
排気監視装置又は設備					
合 計					
年間放出管理目標値					

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類		全粒子状物質	
	アルファ線を放出する全放射性物質	ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質		
排気監視装置又は設備				
合 計				

年間放出管理目標値			
-----------	--	--	--

(2) 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値  
(単位: Bq/cd)

測定の箇所等	濃 度		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平均 値	最高 値(注2)	平均 値	最高 値(注2)		
排気監視又は備						

(2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度(注1)  
① 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

種類	年間放出量	年間放出管理目標値

(2) 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の濃度の3月間に  
についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cd)

種類	濃 度		前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
	平均 値	最高 値(注2)	平均 値	最高 值(注2)		

(3) 海洋放出口又は海洋放出監視設備から放出した放射性物質の量の3月間に  
についての平均値及び最高値並びに合計値

(単位: Bq)

種類	量			前半の3月間(月～月)			後半の3月間(月～月)		
	平均 値 (注3)	最高 値 (注4)	合計 値 (注5)	平均 値 (注3)	最高 値 (注4)	合計 値 (注5)			

(3) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等(注6)

放射性廃棄物 の種類 量	低レベル液体廃棄物		低レベル固体廃棄物		
	低放射性 濃縮溶液 (m <sup>3</sup> )	スラッジ (m <sup>3</sup> )	廻縁媒 (m <sup>3</sup> )	ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

放射性廃棄物 の種類 量	高レベル液体廃棄物		高レベル固体廃棄物		ガラス固 化体 (本)
	高レベル 液体廃棄 物 (m <sup>3</sup> )	せん断被 覆片等 (本相当)	使 用 濟 フィルタ 等 (本相当)	試 料 ピン 等 (本相当)	
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					
保管設備容量					

## 2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位：体)

貯蔵施設名称	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
使用済燃料の種類				
前年度末貯蔵量				
当該年度の受入量				
当該年度の処理量				
当該年度の搬出量				
搬出先の名称				
当該年度末貯蔵量				
貯蔵施設容量				

## 3 放射線業務従事者の線量分布（注7）

## (1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

放射線業務従事者	線量分布（人）				
	0.1 mSv以下	0.1 mSvを超える1 mSv以下	1 mSvを超える2 mSv以下	2 mSvを超える5 mSv以下	5 mSvを超える10 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線業務従事者	線量分布（人）				
	10mSvを超える15 mSv以下	15mSvを超える20 mSv以下	20mSvを超える25 mSv以下	25mSvを超える30 mSv以下	30mSvを超える35 mSv以下
職員					
その他					
合計					

放射線業務従事者	線量分布（人）				
	35mSvを超える40 mSv以下	40mSvを超える45 mSv以下	45mSvを超える50 mSv以下	50mSvを超えるもの	合計
職員					
その他					
合計					

放射線業務従事者	線量 (人・Sv)	線量分布（人）		
		平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	合計
職員				
その他				
合計				

放射線業務従事者	線量 (人・Sv)	線量分布（人）				
		0.1mSv以下	0.1 mSvを超える1 mSv以下	1 mSvを超える2 mSv以下	2 mSvを超える5 mSv以下	5 mSvを超えるもの
前半の3月間 ( 月～ 月 )	職員					
後半の3月間 ( 月～ 月 )	職員					
その他						
合計						

放射線業務従事者	線量 (人・Sv)	線量分布（人）			合計
		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
前半の3月間 ( 月～ 月 )	職員				
その他					

後半の3月間 ( 月～ 月)	合 計				
	職 員				
	その他の				
	合 計				

## 4 一般公衆の実効線量の評価（注 8）

## (1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

気体状の放射性廃棄物による実効線量	線量評価地点における線量		排気口からの方位及び距離
	$\mu\text{Sv}/\text{年}$	方位	

## (2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	$\mu\text{Sv}/\text{年}$
-------------------	-------------------------

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

(1) 「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

(2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

(3) 記載する数値は、有効数字 2 査、指数表示すること。

(4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の「後出張界濃度（測定の結果、後出張界未満（ND）の場合に限る。）」を注釈として欄間に記載すること。

(5) 1 (1) の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

(6) 1 (2) のそれまでの表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

3 3月間における放出量の1日当たりの平均値を記載すること。

4 保安規定に定められた期間当たりの放出量の3月間における最高値を記載すること。

5 3月間における放出量の合計値を記載すること。

6 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

(1) 低レベル及び高レベル固体廃棄物について、原則として、200リットル

ドラム缶の本数で記載すること。

(2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

(3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

(4) ガラス固化体等特定の容器を使用しているものは、当該容器の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。

(5) 工場又は事業所の保管方法に合わせ、廃棄体又は廃液についての高レベル／低レベルの区分を変更しても良い。

(6) 液体状の放射性廃棄物を蒸発減縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。ただし、ガラス固化する前の高レベル液体廃棄物を保管している場合には、その保管量を記載すること。

(7) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。

(8) 廃止措置に伴つて発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると再処理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による認証を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

7 「放射線業務従事者の線量分布」について

(1) 「職員」とは、再処理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

(2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

(3) 同一人が 2 以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、1 人として算出すること。

(4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下 3 査目を四捨五入して小数点以下 2 査目とし、「平均線量」については小数点以下 2 査目を四捨五入して小数点以下 1 査目とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 3 (1) の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

- 8 「一般公衆の実効線量の評価」について
- (1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。
  - (2) 実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。
  - (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- その他
- (1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と記載するか当該欄を削除すること。
  - (2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3(第22条関係)(平11認所令15・通5、平12認所令116・平30認所令96・平30原子  
核2・平元原子規2・平元原子規3・一部改正、令2原子規12・別記様式第4様上・一部改  
正)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(又は使用済燃料の再処理の事業に関する規則)第1項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。